

黒石市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

黒石市教育委員会規則第 4 号

黒石市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

黒石市教育委員会公印規則（平成 1 9 年黒石市教育委員会規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 職印（3）公民館長の印の表中 1 の項を削り、2 の項を 1 の項とし、3 の項から 9 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表の 2 職印（4）その他の教育機関の長の印の表に次のように加える。

6	黒石市みんなのホール館長印	館ホみ黒 長ーん石 之ーな 印ルの市	古印体	方 1 8	1	黒石市みんなのホール館長	黒石市みんなのホール館長名で発する文書
---	---------------	---	-----	-------	---	--------------	---------------------

様式第 1 号中「平成」を削る。

様式第 7 号及び様式第 8 号中「（内 ）」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。